

大阪城

2024

3/17 (木)

14432号

全港湾3
西成会館

224
6647-
4947

3月になり、企業や役所、学校などでは年度末
ということで、4/1からの新年度にむけての行事や
動きが多々いようだ。人事移動のようなものも
あるようだ。日雇労働や非正規の世界では、
4/1からの新年度というのは、切実には、よくわから
ない。しかし、社会では、正月の新年とは、また違った
一つの区切りとして、節目をつけて、時代が変化して
いく流れになっていくのだろう。

労働の流れでは、年度末のやりじまりや、区切りとして
かけこみ仕事として、3月年度末には、センターも
仕事が多くなり、そこから年度末は感じた時代
もあつたが、今は、そんな風景も見られなくなった。
3、4月には、日銀の政策金利がマイナス、ゼロ金利
から転換し「金利のある世界」に変わっていくようだ。
過去20年間のゼロ金利が終るので、物理学の量子
理論のように微細で人の目に気付かれにくいが、社会と
「数字」が、日々、毎秒、変えていくことだろう。

目に見えるのは、7月から新札発行になり、一万、五千
円用の札の顔が変わり、金を入れる子計算機のやりか
えに、機械メーカーは、今は大忙しなことだろう。又、
デジタル通貨のデジタル円の発行にむけて、実験や
検討団体、組織も生れ、経済、カネの風景はかわって
いく流れの中にある。

建設業の2024年問題とは

建設業の2024年問題とは、2024年に施行される「働き方改革関連法」の影響を受けて、建設業界が対応しなければいけない問題のことです。

「働き方改革関連法」は、正式名称が「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」で、2019年4月1日に施行された法案です。

ただし、建設業では、一部の働き方改革関連法案の適用に5年間の猶予期間が設けられており、2024年4月から適用されることとなります。

建設業の2024年問題のほかに、「物流業(運送・運輸)の2024年問題」や「医療業の2024年問題」というものもあります。

2024年4月から施行される「働き方改革」のポイントは、以下の2つです。

時間外労働の規制、

2024年4月から時間外労働時間に罰則付きで規制がかけられます。

時間外労働時間の上限は、原則として月45時間以内、年360時間以内です。

割増賃金率

25%から50%へと引き上げとなります。つまり、2023年4月からは、企業の規模に関係なく月の時間外労働時間が60時間を超える場合は、50%の割増賃金を支払う必要があるということです。KENTEM2024-02-14

深刻化する「人手不足」、建設業に魅力がなく若い人のなり手がいないということで、国が業界に労働環境の改善を指示しないといけないようです。効果あればいいですが…